

**申請についてのご注意** 土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始（12/29～1/3）の申請はできませんのでご注意ください。

**1 代理提出について（申請書は本人が記入してください）**

- 申請書類の提出は代理の方でもできます（受取りは必ず申請者本人です）。ただし、『紛失・焼失旅券の失効手続きをされる方』、『旅券を損傷してしまった方』、『居所申請の方』、『刑罰等関係欄に該当のある方』などは代理提出できません。また、『非ヘボン式ローマ字表記・別名併記・長音表記希望の方』は、他に必要な書類がありますので必ず事前にご相談ください。
- 申請書は申請者本人が見開き面（中面）の記載例を参考に、記入漏れがないように注意して記入してください。
- 申請に必要な書類一式（申請者の本人確認書類を含む）の他に、代理の方の本人確認書類も必要です。
- 5人以上の代理提出をする場合は、あらかじめ窓口で電話で予約してください。

**2 未成年者（申請日現在18歳未満の方）の申請について**

- 5年旅券の申請に限られます。
- 申請書裏面の「法定代理人（親権者、後見人など）署名欄」に、親権者である父または母あるいは後見人（法定）の署名が必要です。
- 親権者が遠隔地に在住等の理由で、申請書に直接記入できない場合は、親権者本人の署名のある「同意書」をお持ちください。

**3 有効期間内の申請について**

- 旅券は、次に該当する場合は新たな旅券に切り替えができます。ただし、残りの期間は切り捨てになります。
- 残りの有効期間が1年未満となった場合
- 査証欄に余白が少なくなった場合
- 婚姻・転籍等により、旅券面の記載事項（氏名・本籍地の都道府県名等）に変更があった場合（この場合、返納する旅券に表記の氏名・本籍地の都道府県名等から申請時の氏名・本籍地の都道府県名等までの異動の状況がわかる戸籍の提出が必要です。また、希望により有効期間を返納する旅券の残存有効期間と同一とする残存有効期間同一旅券の申請を選択することも可能です。）

**4 その他**

- 原則、申請後の取り下げはできません。
- 郵送による申請はできません。
- 航空券等の手配に優先して旅券を取得してください。旅券に記載された氏名表記（ローマ字のつづり）と一致することが必要です。
- ビザ（査証）の取得手続き及び切り替える旅券内のビザの有効性などについては、あらかじめ渡航先国の在日大使館（領事館）にご確認ください。
- 旅券の交付前に旅券番号をご案内することはできません。また、新しい旅券の番号は、前旅券の番号とは異なります。
- 前回旅券を申請して受け取らなかった方は、必ず窓口申し出てください。なお、原則代理提出はできません。
- 刑罰等関係欄の各事項に該当する場合は、別に手続きが必要です。必ず事前にご相談ください。
- 虚偽の記載をして、提出又は交付を受けた場合等は、旅券法等により処罰されます。

**受取りについてのご注意**

- 1 旅券の受取りは、年齢に関係なく必ず申請者本人が窓口に来てください。（代理受領や郵送での受取りはできません。）
  - 2 申請した旅券は申請日から6か月以内に必ず受け取ってください。なお、6か月を超えた場合は、旅券が失効することになり、次回申請の際には、通常より高い手数料が発生する場合があります。
  - 3 受取りの際には、下記の額の収入印紙及び福島県収入証紙の手数料と、申請時にお渡しする「旅券引換証」が必要です。
  - 4 申請時に下記の8窓口から、受取窓口を指定できます。申請後の変更はできません。
- 電子申請の料金については、申請窓口又はパスポートセンターに問い合わせください。

旅券の種類等	収入印紙	福島県収入証紙	計
10年間有効な旅券（18歳以上）	14,000円	2,300円	16,300円
5年間有効な旅券（12歳以上）	9,000円	2,300円	11,300円
5年間有効な旅券（12歳未満）	4,000円	2,300円	6,300円
残存有効期間同一旅券	4,000円	2,300円	6,300円

（注）年齢は、「年齢計算に関する法律」（明治35年法律第50号）により決まります。この法律によれば、年齢は誕生日の前日に1歳加算され、12回目の誕生日の前日に12歳となります。このため、手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に対し適用されます。

窓口名	場所／連絡先	受付時間	受取までの日数
福島県パスポートセンター	コラッセふくしま1階 電話 024 (525) 4032 〒960-8053 福島市三河南町1-20 FAX 024 (525) 4018 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005f/ryoken-102.html 福島県 パスポート 検索	（申請）月～金 9:00～18:00	※申請日から9業務日目を以降
		（受取）月～金 9:00～19:00 日曜日 9:00～17:00	
郡山窓口	郡山合同庁舎1階 電話 024 (935) 1222 〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号	（申請）月～金 8:45～16:00 （受取）月～金 8:45～16:30	※申請日から12業務日目を以降
白河窓口	白河合同庁舎3階 電話 0248 (23) 1508 〒961-0971 白河市昭和町269番地		
会津若松窓口	会津若松合同庁舎1階 電話 0242 (29) 5220 〒965-8501 会津若松市追手町7番5号		
南相馬窓口	南相馬合同庁舎1階 電話 0244 (26) 1119 〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地		
いわき窓口	いわき合同庁舎1階 電話 0246 (24) 6010 〒970-8026 いわき市平字梅本15番地		
南会津窓口	南会津合同庁舎2階 電話 0241 (62) 2062 〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277番地1	（申請）水 9:45～15:00 （受取）水 9:45～15:30 水曜日が祝祭日と重なる場合、翌日開庁	※申請日から3週間目の水曜日以降

窓口名	場所／連絡先	受付時間	受取までの日数
須賀川市窓口	須賀川市役所庁舎1階 （市民福祉部市民課窓口係） 電話 0248 (88) 9134 〒962-8601 須賀川市八幡町135番地	（申請）月～金 8:45～16:00 （受取）月～金 8:45～16:30	※申請日から12業務日目を以降

※業務日：土曜、日曜、祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）を除きます。

**○福島県 旅券（パスポート）の申請案内** （令和7年版）

- ◆福島県で申請できるのは、原則として福島県内に住民登録をしている方です。ただし、「学生」や「単身赴任者」の方等は、一定の条件を満たせば他県に住民登録をしている方でも居所申請ができますので、窓口へ必ずお問い合わせください。
- ◆この申請の案内は、主に①旅券を初めて申請する方、②前の旅券の有効期限が切れ、再度申請する方、③査証欄の余白が少なくなった方、④有効期間が1年未満となった旅券を新規旅券に切り替える方を対象とするものです。
- ◆旅券を紛失・焼失・損傷してしまった方、旅券面（写真の付いているページ）の記載事項に変更のある方は、福島県パスポートセンター（024-525-4032）までお問い合わせください。
- ◆旅券の受取りは必ず申請者本人となりますが、申請については、代理者が申請する事も可能です。

**申請に必要な書類**

<p><b>1 一般旅券発給申請書 1通</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●18歳以上の方⇒10年用・5年用のいずれかを選択できます。</li> <li>●18歳未満の方⇒5年用に限られます。</li> <li>●申請書は、福島県パスポートセンター及び各旅券（パスポート）窓口にあります。又は、外務省HPからダウンロード申請書のサービスをご利用ください。</li> </ul>				
<p><b>2 戸籍謄本（全部事項証明書）1通（発行日から6か月以内のもの）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有効期間内の旅券を切り替える場合で、戸籍の記載内容（氏名・本籍地の都道府県名等）に変更がない方は、戸籍の提出を省略できます。（法定代理人の確認のためなど、未成年の方は省略できない場合があります。）</li> </ul>				
<p><b>3 写真 1枚（6か月以内に撮影したもの）</b></p> <p>※写真は裏面下段に氏名を記入の上貼らずにお持ちください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの。</li> <li>●提出の前日6か月以内に撮影されたもの（現在の容貌と著しく異なる場合には、撮り直しをお願いすることがあります。）。眼鏡は取り外しての撮影を推奨します。</li> <li>●縁なしで左記図画の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂から顎まで）。</li> <li>●スピード写真等をご利用の場合は、左記図画の規格に適合しているか確認の上、提出してください。規格に適合していない写真は、撮り直しをお願いすることになります。</li> </ul> <p>※次の写真は受付できません</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲指定の規格、寸法を満たしていないもの。</li> <li>▲写真にキズや汚れのあるもの。</li> <li>▲背景と人物の境目がわかりにくいもの（頭髪の色と背景が同系色で輪郭が見分けにくい場合を含む。）。</li> <li>▲幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの。</li> <li>▲背景の色がきつく人物を特定しづらいもの。</li> <li>▲背景に柄やイス等が写っているもの。</li> <li>▲背景がグラデーションになっているもの。</li> <li>▲耳から縁までの余白が2mm以下のもの。</li> <li>▲影があるもの。</li> <li>▲サングラスやマスクをかけ人物を特定できないもの。</li> <li>▲表情が平常と著しく異なるもの（開口して歯が見えているなど）。</li> <li>▲イヤリング、ピアス等の装飾品で目、耳、鼻、唇が隠れているもの。</li> <li>▲カラーコンタクトやサークルレンズを着用したもの。</li> <li>▲瞳が赤く写っているもの。</li> <li>▲眼鏡のフレームや照明の反射が目にかかっているもの。</li> <li>▲髪が目にかかっていたり、ほほの輪郭を隠しているもの。</li> <li>▲顔が横向きのもの。</li> <li>▲ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ）、インクのにじみなどがみられるもの。</li> <li>▲変形やマスクング等の画像処理をほどこしたもの。</li> </ul> <p>※詳しくは外務省 HP をご参照ください。</p>				
<p><b>4 本人確認の書類（有効な原本に限る。コピーは不可）</b></p> <p>※住所、氏名等の記載事項が現在の状況と正確に一致していることを確認の上、持参してください。</p> <p>※代理人が申請書を提出する場合、申請者本人と代理人それぞれの「本人確認書類」が必要です。</p>	<p>①1点の提示（出）でよいもの</p> <p>日本国旅券（失効後6か月以内のものを含む）、個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証（国際免許証、仮運転免許証を含む）、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、身体障害者手帳（写真付き）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃、空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証など</p> <p>②2点の提示（出）が必要なもの（イ+ロ）又は（イ+イ）</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>各種資格確認書（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療等）、介護保険証、年金手帳（国民、厚生）、年金証書（国民、厚生、船員）、基礎年金番号通知書、印鑑登録証明書及び実印持参（6月ヶ以内に発行）、母子健康手帳（乳幼児及びその母に限る）、生活保護受給証明書など</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>失効旅券（失効後6ヶ月経過した旅券）、学生証又は生徒手帳（写真付、生年月日等あり）、会社の身分証明書（写真付、生年月日等あり）、療育手帳、身体障害者手帳（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳、在学証明書、療育手帳、こども医療費受給資格者証、雇用保険被保険者証、帰国のための渡航書、公の機関が発行した資格証明書など</td> </tr> </table> <p>※該当するものがない方は、必ず事前にご相談ください。</p>	イ	各種資格確認書（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療等）、介護保険証、年金手帳（国民、厚生）、年金証書（国民、厚生、船員）、基礎年金番号通知書、印鑑登録証明書及び実印持参（6月ヶ以内に発行）、母子健康手帳（乳幼児及びその母に限る）、生活保護受給証明書など	ロ	失効旅券（失効後6ヶ月経過した旅券）、学生証又は生徒手帳（写真付、生年月日等あり）、会社の身分証明書（写真付、生年月日等あり）、療育手帳、身体障害者手帳（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳、在学証明書、療育手帳、こども医療費受給資格者証、雇用保険被保険者証、帰国のための渡航書、公の機関が発行した資格証明書など
イ	各種資格確認書（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療等）、介護保険証、年金手帳（国民、厚生）、年金証書（国民、厚生、船員）、基礎年金番号通知書、印鑑登録証明書及び実印持参（6月ヶ以内に発行）、母子健康手帳（乳幼児及びその母に限る）、生活保護受給証明書など				
ロ	失効旅券（失効後6ヶ月経過した旅券）、学生証又は生徒手帳（写真付、生年月日等あり）、会社の身分証明書（写真付、生年月日等あり）、療育手帳、身体障害者手帳（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳、在学証明書、療育手帳、こども医療費受給資格者証、雇用保険被保険者証、帰国のための渡航書、公の機関が発行した資格証明書など				
<p><b>5 最後に受け取った旅券</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有効期間内の旅券（パスポート）を切替申請する場合には、必ず持参してください。</li> <li>●失効している場合でも、その旅券（パスポート）をお持ちください。</li> </ul>				
<p><b>住民票について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福島県内に住民登録をしている方は、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）を利用して現住所の確認ができるため、住民票の写しの提出は原則不要となります。</li> <li>●次の①から③に該当する方は、住民票の写し（発行日から6か月以内のものでマイナンバー（個人番号）の記載のないもの）1通を提出してください。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①福島県内に住民登録していない方が福島県で申請する場合（居所申請）</li> <li>②住基ネットの利用を希望しない方</li> <li>③1週間以内に住所・氏名を変更した方</li> </ol>             なお、同一世帯の2人以上の方が同時に申請する場合は、世帯全員の記載された住民票1通とすることができます。           </li> </ul>				

※提出いただいた、「戸籍謄本」及び「住民票の写し」は発給審査に使用するため、返却できませんので予めご了承ください。

# 記入例とご注意

- 申請書は、機械で読み取りますので、折ったり、汚したりしないでください。
- 申請書は、楷（かい）書（「所持人自署欄」を除く）で指定の枠内に、黒又は濃い青のボールペンか万年筆（消えるペンは不可）で、ていねいに記入してください。
- 記入したところを訂正する場合、刑罰等関係、法定代理人署名など、訂正する箇所によっては、訂正箇所に押印又は署名が必要な場合があります。
- この申請書に記入した旅券面の氏名表記（ローマ字つづり）は、今後変更することはできません。

## 所持人自署について

この署名は、海外で使用される署名（サイン）で、旅券にそのまま転写されます。名前が書ける方は必ず申請者本人が常にお使いになる字体で署名してください。署名は、なぞったり、二度書きしたり、色が薄かったり、枠からはみ出した場合は、受付できません。鉛筆での下書きもしないでください。なお、訂正はできませんので注意して記入してください。

## 【所持人自署の例】

- 漢字で書く場合  
佐藤太郎
- ローマ字で書く場合  
Taro Sato
- 幼児等がひらがなで書く場合  
さとうたろう
- 【署名としてよくない例】  
X枠からはみ出しているもの  
ダウンロード申請書  
佐藤太郎 佐藤太郎
- Xインクが薄かったり、カスれているもの  
佐藤太郎
- Xなぞったり、二度書きしているもの  
佐藤太郎

住民票どおりの住所を記入してください。「大字」「字」も略さず記入してください。（番地は簡略表記も可）

渡航（旅行）している間に連絡ができる個人宅等を記入してください。（同行者以外の方）

## 刑罰等関係について

申請者本人がよく読んで、枠内にし印を記入してください。「はい」に該当する方は、別に手続きが必要となりますので、必ず事前に申し出てください。※虚偽の記載をして、提出又は交付を受けた場合等は、旅券法等により処罰されます。

## 代理署名について

申請者が乳幼児等で署名が困難な場合は、その法定代理人等が代筆し、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。なお、訂正はできませんので注意して記入してください。

## 【代理署名の例】

- 佐藤太郎  
佐藤花子(母)代筆
- 佐藤太郎  
by H. Sato (Mother)

表

新規・切替 (18歳以上で、有効期間が10年の一般旅券を希望する申請者用) 10年用

氏名: サトウ タロウ  
姓: 佐藤 太郎  
ローマ字: SATO TARO

住所: 福島県伊達郡国見町大字00字00  
電話: 024 (000) 0000

申請者との関係: 父  
氏名: 佐藤 一郎  
電話: 024 (000) 0000

◎旅券への表記は、ヘボン式ローマ字による表記が原則となっています。

■ヘボン式ローマ字のつづり方（※赤字のものは、誤りやすいので、特に注意してください。）

A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA	N	GA	ZA	DA	BA	PA	KYA	SHA	CHA	NYA	HYA	MYA	RYA	GYA	JA	BYA	PYA
ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ	ン	ガ	ザ	ダ	バ	パ	キャ	シャ	チャ	ニャ	ヒャ	ミャ	リャ	ギャ	ジャ	ピャ	ピャ
I	KI	SHI	CHI	NI	HI	MI	RI	I			GI	Ji	Ji	BI	PI	KYU	SHU	CHU	NYU	HYU	MYU	RYU	Gyu	JU	BYU	PYU
イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	イ			ギ	ジ	ヂ	ビ	ピ	キュ	シュ	チュ	ニュ	ヒュ	ミュ	リュ	ギュ	ジュ	ピュ	ピュ
U	KU	SU	Tsu	NU	FU	MU	YU	RU			GU	ZU	ZU	BU	PU	KYO	SHO	CHO	NYO	HYO	MYO	RYO	Gyo	JO	BYO	PYO
ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル			グ	ズ	ヅ	ブ	プ	キョ	ショ	チョ	ニョ	ヒョ	ミョ	リョ	ギョ	ジョ	ピョ	ピョ
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME	RE	E			GE	ZE	DE	BE	PE											
エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	レ	エ			ゲ	ゼ	デ	ベ	ペ											
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	O		GO	ZO	DO	BO	PO											
オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	オ		ゴ	ゾ	ド	ボ	ポ											

■ヘボン式以外のローマ字氏名表記を希望される場合は、あらかじめ申請窓口にご相談ください。

- ◇ 外国式のローマ字表記や長音表記（H、O、U）を希望する場合には、あらかじめ申請窓口にご相談ください。
- ◇ 姓をヘボン式以外のローマ字で表記する場合には、ご家族でつづりが異なることのないよう、あらかじめご確認の上、申し出てください。
- ◇ ヘボン式以外のローマ字氏名表記の例示（→の右の表記が非ヘボン式表記）
  - (1) 外国風表記 戸籍名 ビーターソン PITASON→PETERSON
  - 戸籍名 ジェームス JIEMUSU→JAMES
  - (2) 長音表記 戸籍名 大野 ONO→OHNO/OQNO/OUNO
  - 戸籍名 佐藤 SATO→SATOH/SATOU
  - 戸籍名 洋子 YOKO→YOUKO/YOHKO
  - 戸籍名 孝一 KOICHI→KOHICHI/KOUICHI

カタカナで記入してください。濁点も同じマスに記入してください。

(例) ガ パ

戸籍どおり楷（かい）書で記入してください。

ヘボン式ローマ字の活字体大文字で記入してください。

該当する枠内にし印を記入してください。

戸籍どおり楷（かい）書で記入してください。「大字」「字」も略さず、記入してください。（番地は簡略表記も可）

一度でも取得したことがある方は必ず「□ある」、初めての方は「□ない」にし印を記入してください。

最後に受け取った旅券の旅券番号と発行年月日を記入し、その旅券に記載の姓をローマ字で記入してください。

この3カ所は必ず申請者本人が自筆で記入してください。

裏

ヘボン式以外のローマ字氏名表記を希望される場合は、あらかじめ申請窓口にご相談の上、記入してください。

出発予定日 令和 5年 3月 29日 ※主要渡航先での滞在期間  3ヶ月未満  3ヶ月以上

渡航目的 (具体的)  ① 表面の判別等困難な場合がある場合  ② 二重発給を受けようとする場合

今日の出発先 (渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

在外 大臣 殿 大使 総領事 殿 令和 年 月 日

法定代理人 (後見人など) 署名

本人確認欄  本人確認  官公庁職員身分証明書 (偽造防止、写真付き)  介護保険証  健康保険証  国民健康保険証  後期高齢者医療被保険者証  船員保険証  その他写真付きの身分証明書  共済組合員証 (学生証、社員証、公的な資格証明書など)  年金証書等  一時帰国者

申請書類等提出委任申出書 (法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出したく、申し出ます。

引受人氏名 佐藤 登子 申請者との関係 妹

引受人住所 福島県福島市00町2-1

引受人記入 令和 5年 0月 0日 連絡先電話番号 024 (XXX) XXXX

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 5年 8月 24日

該当しない方は記入しないでください。

記入しないでください。

## ヘボン式ローマ字で表記する際の注意事項

- 長音: 「O」や「U」は記入しない  
(例) さとう SATO  
さいとう SAITO  
おこうち OKOCHI  
おおた OTA  
おおの ONO  
ようこ YOKO  
ゆうこ YUKO  
じょうじ JOJI  
しょういち SHOICHI

- 撥音: 「ん」は「N」で表記  
(例) かの KANNO  
ほんだ HONDA  
たんの TANNO

- (特例) B・M・Pの前ではMで表記  
(例) なんば NAMBA  
もんま MOMMA  
さんぺい SAMPEI  
さんぼんぎ SAMBONGI

- 促音: 「っ」は子音を重ねる  
(例) はっとり HATTORI  
きっかわ KIKKAWA

- (特例) CHの前ではTを置く  
(例) はっちょう HATCHO  
えっちゅう ETCHU

## 法定代理人署名について

申請者が未成年の場合は、法定代理人の署名が必要です。(法定代理人署名がない場合は、受付できません。)

## 代理提出の場合について

代理の方に委任して提出する場合は、この申出書の記入が必要です。ただし、法定代理人が申請書を提出する場合は不要です。なお、点線から上の欄は必ず申請者本人が記入してください。※法定代理人以外の方に委任する場合で、乳幼児(小学校就学前)等記入困難なときは、親権者が「父代筆」、「母代筆」と書き添えて代筆してください。

住民票の住所を記載してください。

申請者に代わって申請書を提出する方(代理人)は、必ずご自身の本人確認書類も持参してください。